

自動車強制競売申立ての添付書類・費用等一覧

高松地方裁判所民事部不動産執行係 令和元年10月1日改訂

TEL 087-851-1427

FAX 087-851-7901

※自動車強制競売の申立てについては、必ず下記の「注意事項」欄をお読みください。

| | |
|--------------|---|
| 申立手数料 | 請求債権1個につき収入印紙4,000円（消印しないこと） |
| 予納金 | 自動車1台につき10万円（ <u>保管金提出書の郵送を希望する場合、郵便切手84円を貼った返信用封筒を申立書に添付してください。</u> ） |
| 提出書類 添付書類 | <input type="checkbox"/> 自動車強制競売申立書 1部 <input type="checkbox"/> 債務名義（執行文付判決正本等）及び送達証明書 <input type="checkbox"/> 自動車の登録事項等証明書（申立前1か月以内のもの） 1部 <input type="checkbox"/> 資格証明書（当事者が法人の場合）（申立前1か月以内のもの） 1部 <input type="checkbox"/> 住民票（債務者が個人の場合）（申立前1か月以内のもの） 1部 ※個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを提出してください。 <input type="checkbox"/> 特別売却に関する意見書 1部 <input type="checkbox"/> 上記自動車の登録事項等証明書のコピー 2部 |
| 目録（横書） | <input type="checkbox"/> 請求債権目録（自動車強制競売申立書の請求債権目録と同じもの） 2部 |
| 注意事項 | <p>① 自動車の所有者（名義人）の確認について</p> <p>債務者と自動車の所有者（名義人）が同じでなければ、強制競売はできません。 自動車の登録事項等証明書を取得の上、所有者の氏名をご確認ください。 登録事項等証明書の取得手続等につきましては、管轄の運輸局までお問い合わせください。</p> <p style="text-align: center;">■ 四国運輸局 香川運輸支局 TEL: 050-5540-2075</p> |
| | <p>② 管轄裁判所について</p> <p>管轄裁判所は、自動車の登録事項等証明書に記載されている「使用の本拠の位置」を管轄する地方裁判所です。（香川県内は、全て高松地方裁判所本庁が管轄裁判所になります。） なお、以下の自動車は、自動車強制競売手続の対象ではありませんのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車、二輪車（バイク等） ・自動車登録ファイルに登録されていない自動車 <p style="text-align: right;">} 財産執行手続の対象となります。 (執行官に申立て)</p> |
| | <p>③ 自動車引渡執行の申立てについて</p> <p>自動車強制競売開始決定を受けた申立債権者は、執行官に対し、競売開始決定正本を添付して、直ちに自動車引渡執行の申立てをする必要があります。 <u>自動車強制競売開始決定が発せられた日から1か月が経過しても執行官が自動車を取り上げることができないときは、執行裁判所は競売手続を取り消さなければならないことになっています。</u></p> <p>自動車引渡執行の申立て及び費用等の詳細につきましては、執行官室までお問い合わせください。</p> <p style="text-align: center;">■ 高松地方裁判所 執行官室 TEL: 087-821-7252</p> |

自動車強制競売申立書

高松地方裁判所民事部 御中

令和〇〇年〇月〇日

債権者 〇〇〇〇株式会社
代表者代表取締役 〇〇〇〇 印
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
担当者 〇〇〇〇

当事者 別紙当事者目録のとおり
請求債権 別紙請求債権目録のとおり
目的自動車 別紙物件目録のとおり

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の債務名義に表示された上記債権を有するが、債務者がその弁済をしないので、債務者所有の別紙物件目録記載の自動車に対する強制競売を求める。

添付書類

| | | |
|---|-------------|-----|
| 1 | 執行力ある判決正本 | 1 通 |
| 2 | 送達証明書 | 1 通 |
| 3 | 自動車登録事項等証明書 | 1 通 |
| 4 | 資格証明書 | 1 通 |
| 5 | 住民票 | 1 通 |
| 6 | 売却に関する意見書 | 1 通 |

※申立書と各目録との間に契印してください。

当事者目録

〒〇〇〇-〇〇〇〇 高松市〇〇町〇丁目〇番〇号
申立債権者 〇〇〇〇株式会社
代表者代表取締役 〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 高松市〇〇町〇丁目〇番〇号
債務者 〇〇〇〇

請求債権目録

債権者債務者間の〇〇地方裁判所令和〇〇年(ワ)第〇〇号〇〇〇〇請求事件の執行力
ある判決正本に表示された下記金員

記

(1) 元金 金〇〇〇, 〇〇〇円

(2) 損害金

ただし, (1) の金員に対する平成〇〇年〇月〇日から完済に至るまで
年〇パーセントの割合による遅延損害金

物 件 目 録

1 登録番号

| | |
|-----------|-------------------|
| 種別 | 香川〇〇〇あ〇〇〇〇 |
| 用途 | 〇〇 |
| 自家用，事業用の別 | 〇〇用 |
| 車名 | 〇〇〇〇 |
| 型式 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 車台番号 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 原動機の型式 | 〇〇〇 |
| 使用の本拠の位置 | 香川県高松市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 所有者の氏名 | 〇〇〇〇 |

※ 登録事項等証明書のとおりに記載してください。

事件番号

令和 年 () 第 号

意見書

本件自動車を入札又は競り売り以外の方法により売却することについて、異議はありません。

令和 年 月 日

申立債権者

印

高松地方裁判所民事部 御中